

第 158 回定例研究会

6月17日(木)

於: 国会会館および Zoom

化学一般労連の 36 協定の実態と 労働時間削減に向けた取り組み

報告者: 長田 学 氏 (化学一般労連 書記次長)

○化学一般労連の労働時間短縮と時間外労働規制の取り組み

(1) 労働時間

完全週休 2 日、年間所定内労働 1, 800 時間を中期的取り組みとしてめざす。

時間外労働は、1 カ月 25 時間以内を到達目標とし、現在の残業協定がこれを上回っている支部では計画的に削減を図っていくこと。

年次有給休暇の完全消化をめざし、キャンペーン活動などを強化していく。

(2) 割増賃金 時間外割増率 50%

休日出勤割増 50%、深夜勤務割増 50%以上をめざしていく。

○年間所定内労働時間の実態

2020 年度の実態調査では、最短 1, 673 時間、最長 2, 000 時間、平均 1, 840 時間。年間休日数は、最多 130 日、最小 100 日、平均 119 日となっている。

○時間外労働に関する指針及び協定・要求基準

① 2017 年に行った 36 協定調査では、化学一般労連の大多数の組合で 36 協定を締結していた。しかし、上限時間設定に関してはバラバラで、限度基準ギリギリまでの協定や過労死が起こってもおかしくない上限時間を設定した特別条項を協定した支部もあった。こうした背景からも、目指すべき一定の労働時間の上限基準を設ける必要があると考える。

② 本来であれば目指すべき目標は「36 協定を締結しない」ことだが、時間外労働があたりまえとなった現代においては難しい状況である。こうした背景

からも労働者が団結できる上限基準を設け、段階的に理想に近づけていく取組を目指す。

○化学一般労連 36 協定基準 (案)

① 延長することができる時間: 1 日 2 時間以内、1 カ月 25 時間以内、1 年 200 時間以内

② 労働することができる休日: 月回数 1 回以内、労働時間 8 時間以内

③ 特別条項: 延長することができる時間 1 カ月 45 時間以内、1 年 360 時間以内

○時間外労働の把握と規制強化について

取組みの進んでいる支部では、「労働時間管理は、会社の責任」を明確にさせた上で、36 協定をオーバーしそうな組合員がいた場合、事前に「どの部署でだれが」「どのような内容の仕事」で「何時間程度超過するのか」それは「一時的、臨時的なものか」について、会社に報告することを義務付けている。協定の当事者である労働組合が了承しない場合、会社はこの時間外労働はさせることができない。

このような対応ができる支部は、全体からすれば 2 割に満たないと認識している。労働者の大多数を組織し、職場において日常活動をしっかり展開できていることが必要条件といえる。

時間外労働の削減については、8 時間労働制の意義を組合員と共有すること。そして賃金水準の引き上げに全力をあげる。年齢×1 万円の水準を確保している支部の時間外は少ない。残業がなくなると生活ができない。時間外労働規制が労働者の要求とならない。仕事の改善・効率化などで削減できた時間外労働手当額は、労働者の賃金に反映させることについて労使が合意して対応していくが重要。

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 301 号 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>